

# 第18号議案参考資料

## 議案名

桶川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

### 1 提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めたいので、この案を提出するものである。

### 2 制定の内容

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に関し、次の事項について規定する。

- (1) 一般原則に関すること。 (第2条関係)
- (2) 利用定員に関すること。 (第3条関係)
- (3) 面談に関すること。 (第4条関係)
- (4) 提供拒否の禁止に関すること。 (第5条関係)
- (5) あっせん及び要請に対する協力に関すること。 (第6条関係)
- (6) 乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認に関すること。 (第7条関係)
- (7) 認定の申請に係る援助に関すること。 (第8条関係)
- (8) 心身の状況等の把握に関すること。 (第9条関係)
- (9) 特定教育・保育施設等との連携に関すること。 (第10条関係)
- (10) 提供の記録に関すること。 (第11条関係)
- (11) 基準額等の支払に関すること。 (第12条関係)
- (12) 乳児等支援給付費の額に係る通知等に関すること。 (第13条関係)

- (13) 取扱方針に関すること。 (第14条関係)
- (14) 評価等に関すること。 (第15条関係)
- (15) 相談及び援助に関すること。 (第16条関係)
- (16) 緊急時等の対応に関すること。 (第17条関係)
- (17) 保護者に関する市への通知に関すること。 (第18条関係)
- (18) 運営規程及び勤務体制の確保に関すること。  
(第19条及び第20条関係)
- (19) 利用定員の遵守に関すること。 (第21条関係)
- (20) 重要事項の掲示等に関すること。 (第22条関係)
- (21) 平等に取り扱う原則及び虐待等の禁止に関すること。  
(第23条及び第24条関係)
- (22) 秘密保持等に関すること。 (第25条関係)
- (23) 情報の提供等及び利益供与等の禁止に関すること。  
(第26条及び第27条関係)
- (24) 苦情解決に関すること。 (第28条関係)
- (25) 地域との連携等に関すること。 (第29条関係)
- (26) 事故発生の防止及び発生時の対応に関すること。 (第30条関係)
- (27) 会計の区分に関すること。 (第31条関係)
- (28) 記録の整備等に関すること。 (第32条関係)
- (29) 書面の作成等を電磁的記録により行うことができるとしていること及び記録等の提供に関すること。 (第33条関係)

### 3 施行期日

令和8年4月1日